

## 幼児教育・保育無償化について

この案内では、幼稚園（私学助成）の認定や利用に関する手続きや必要な書類等について重要なことを記載しています。内容をよく読んでから、申請してください。

### 〇●〇 も く じ 〇●〇

- 1. 無償化の対象となる児童とは？・・・P 2
- 2. なにが無償になるの？
  - ① 保育料について・・・P 2
  - ② 副食費について・・・P 3
  - ③ 幼稚園預かり保育について・・・P 4
- 3. 申請に必要な書類等
  - ① 給付認定申請について・・・P 5
  - ② マイナンバーの提出について・・・P 8
- 4. こんな時は必ず申請してください・・・P 9
- 5. Q & A・・・P 10



## 無償化対象施設

① 幼稚園（施設型給付）・認可保育所・認定こども園  
小規模保育・家庭的保育・企業主導型保育・事業所内保育等

② 幼稚園（私学助成）

③ 幼稚園預かり保育

④ 認可外保育施設

⑤ 一時預かり保育・ファミリーサポート・病児保育

※児童発達支援施設等（他施設との併用可。どちらも無償対象になります。）

# 1. 無償化の対象となる児童とは？

満3歳～5歳児が対象となります。

※保育所等は3歳になってから来る最初の4月から無償化の対象ですが、幼稚園については入園できる時期に合わせて満3歳からとなっておりますので、原則、幼稚園に入園する児童はすべて無償化の対象となります。

クラス	生 年 月 日
満3歳 (※)	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日 (令和6年度中に満3歳となり幼稚園を利用する場合)
3歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日
4歳児	平成31年(2019年)4月2日～令和2年(2020年)4月1日
5歳児	平成30年(2018年)4月2日～平成31年(2019年)4月1日

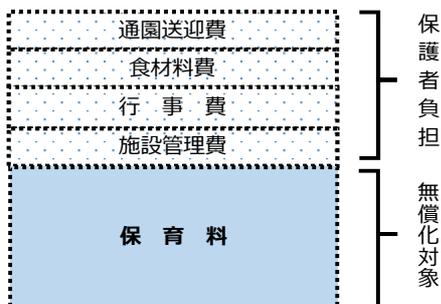
※満3歳の受け入れは幼稚園等により異なりますので、詳細については直接、幼稚園等に確認してください。

# 2. なにが無償になるの？

## 2-① 保育料について

対象となる児童すべてにおいて『保育料』に当たる部分が『0(ゼロ)円』となります。

※ただし、月額上限額25,700円の範囲になりますので、保育料が月額25,700円を超える幼稚園については、差額分を保護者が負担することになります。



『通園送迎費』『食材料費(※)』『行事費』『施設管理費』等の保育料以外の費用は、保護者の負担となります。

※食材料費については、条件付きで一部補助対象となります。詳細については「2-②副食費について」をご覧ください。

## ② 月額上限額について

月額上限額：25,700円 (※入園料も無償対象となっております)

※月額上限額を超えて保育料が設定されている場合の差額は、保護者負担となります。

【月額上限額の根拠】私学助成の幼稚園の年間保育料は、全国平均：308,000円とされています。

$$\begin{aligned} \text{全国平均(年額)} &\div 12\text{か月} = \text{月額単価} \\ 308,000\text{円} &\div 12\text{か月} = 25,700\text{円} \end{aligned}$$

## ③ 入園料について

月額上限額の範囲内で、毎月の保育料に上乗せする形で支払われます。

例えば・・・A幼稚園 入園料：100,000円(入園料/年間在籍月数) 10円未満切り捨て  
保育料：25,000円

【4月入園の場合】

	4月	5月	6月		1月	2月	3月	年間合計
入園料	8,330	8,330	8,330	・・・省略・・・	8,330	8,330	8,330	99,960
保育料	25,000	25,000	25,000		25,000	25,000	25,000	300,000
合計(a)	33,330	33,330	33,330		33,330	33,330	33,330	399,960
上限額(b)	25,700	25,700	25,700		25,700	25,700	25,700	308,400
(a)と(b)低い方	25,700	25,700	25,700		25,700	25,700	25,700	308,400
給付額	25,700	25,700	25,700		25,700	25,700	25,700	308,400

注①：入園料は月額上限額の範囲内での給付となります。

注②：入園料は入園した年度(入園料を支払った年度)のみ無償対象となります。

## 2-② 副食費について

『食材料費のうち副食費（おかず・牛乳・おやつ等）』にあたる部分について一定の条件を満たしている場合は免除対象となります。

### ・・・一定の条件とは？

下記の条件に当てはまる児童については、副食費は免除となります。

#### 副食費免除対象者

1. 世帯年収360万円未満相当の児童
2. 第3子以降の児童（小学校3年生以下の兄弟から数えて3人目以降になる児童）

※副食費を支払うのは・・・

- ①世帯年収360万円以上相当の児童
- ②兄弟が小学校3年生以下に2人以上いない児童

ということになります。

副食費免除対象者には、令和6年3月末（4月から8月分までの分）  
と令和6年8月末（9月から翌年3月までの分）に通知します。

【たとえば・・・】

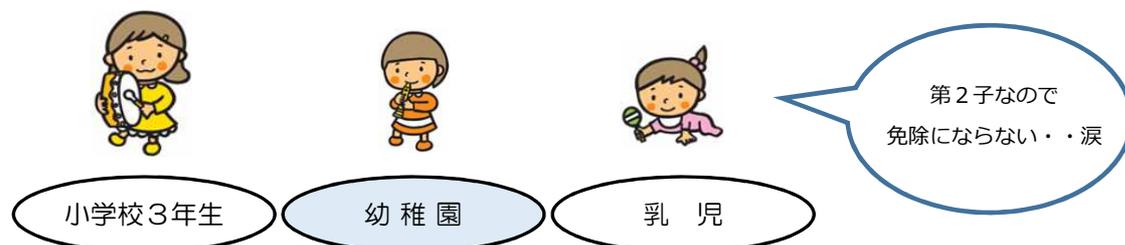
A. 世帯年収500万円



B. 世帯年収350万円



C. 世帯年収650万円



## 2-③ 幼稚園預かり保育について

保育の必要性が認められた場合には、幼稚園預かり保育の保育料の一部が補助されます。補助額は『日額上限額：450円』かつ『月額上限額：11,300円（新2号）』の範囲です。

### ・・・保育の必要性とは？

保護者等が、以下のような状況により保育を必要とする場合に、寒川町が保育の必要性を認定します。

保育の必要性	必要性の要件	認定期間（最大）
就 労	保護者等が就労している。（注1） （月64時間かつ週3日以上が最低要件です。）	就学前まで
妊娠・出産	母親の出産前後。（原則、出産予定日含む3か月間。）	3か月
疾病・障がい	保護者が病気もしくは負傷している。 または、身体・精神等に障がいを有している。	就学前まで
介護など	長期にわたる病人や身体・精神に障がいを有している人がいるため、保護者等が常時介護等にあっている。	就学前まで
災害復旧	火災・風水害・地震により家を失ったり破損した等により、その復旧に保護者があっている。	就学前まで
求職活動	就職活動中（起業準備含む）。（注2）	3か月
就 学	職業訓練校等における職業訓練など。	通学期間中
虐待・DV	虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）の可能性がある。	就学前まで
その他	各要件に類する状態にある場合。	就学前まで

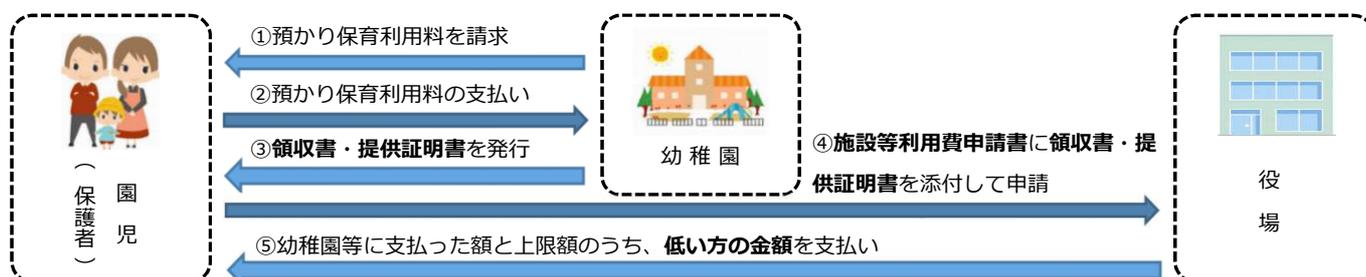
注1：児童と同居の65歳未満の成人すべてが何かしらの要件を満たしている必要があります。

注2：認定期間内に、月64時間以上かつ週3日以上就労をすることを証明する書類を提出すれば、認定期間は延長されます。書類の提出がない場合は、保育の必要性の認定基準に該当しなくなりますので、幼稚園預かり保育の保育料の一部補助は受けられなくなります。また、求職活動による認定は児童1人につき原則1回となります。



保育の必要性の要件が変わる際は、そのたびに寒川町への届け出が必要です。届け出なく要件を変更していた場合や虚偽の申請があった場合は、補助額を返金していただく場合がありますのでご注意ください。

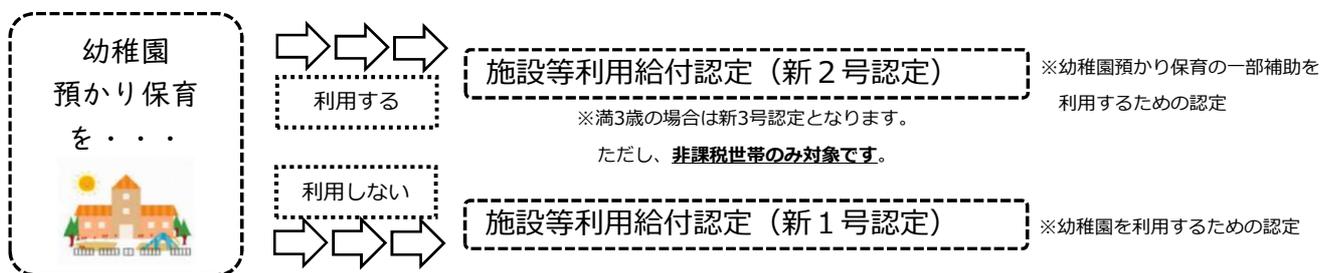
### 【 幼稚園預かり保育料補助イメージ（償還払い） 】



### 3. 申請に必要な書類等

#### ① 給付認定申請について

幼稚園（私学助成園）を利用する際には『施設等利用給付認定』を受ける必要があります。また、幼稚園預かり保育の一部補助を利用する際には **新2号認定**（もしくは**新3号認定**）を受ける必要があります。  
 ※ 幼稚園預かり保育の一部補助利用希望の有無により、申請書の記入欄や添付書類が異なります。



#### ・・・申請に必要な書類とは？

認定結果に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りがないことをご確認のうえ、提出してください。（提出した書類は返却できません。）なお、幼稚園等を経由して寒川町に提出する場合は、**個人情報保護のため 封入・封緘** のうえでご提出ください。

全員が提出する書類	
<input type="checkbox"/> 給付認定申請書	新1号認定・・・ <b>表面のみ記入</b> してください 新2号・新3号※認定・・・ <b>必ず両面</b> 記入してください
<input type="checkbox"/> マイナンバー記入用紙＋本人確認書類	8ページを確認のうえ、用意してください
保育を必要とする場合に追加で提出する書類	
<input type="checkbox"/> 保育の必要性を証明する書類	新2号・新3号※認定を申請する場合は、次の表を確認のうえ、用意してください

※ 新3号認定は、**非課税世帯のみ対象**となります

書類名称		内 容		備 考	
要件を証明する書類	就労（証明日から1ヶ月以内） ⑥就労証明書（★） ※自営等の場合は添付書類（A・B）を必ず添付してください。	就労状況の確認に使用します		会社員・公務員 派遣社員・パート等	
		就労状況の確認に使用します ※添付書類必須（未提出の場合は減点となります） 自営中心者：A 1点・B 1点以上（※片方のみは認めません） 自営協力者：A 1点・B 1点以上（※Aは提出できる場合のみで可）		自営業・個人事業主 自営補助	
		A 確認社 等で できる 運営を	<input type="checkbox"/> 税務署に提出する開業の届出書 <input type="checkbox"/> 営業許可証 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本 <input type="checkbox"/> パンフレット・チラシ・ホームページ <input type="checkbox"/> 事業所名が印字された領収書 <input type="checkbox"/> 事業所名義の賃貸借契約書 <input type="checkbox"/> その他、上記に代わるもの	B 継続して働いている書類	自営中心者 <input type="checkbox"/> 仕入伝票 <input type="checkbox"/> 請求書・領収書 <input type="checkbox"/> 請負契約書 <input type="checkbox"/> 給与明細書 <input type="checkbox"/> 報酬の記録 等  自営協力者 <input type="checkbox"/> 給与明細書 <input type="checkbox"/> 出勤の記録 <input type="checkbox"/> その他 （上記に代わるもの）

書類名称		内 容	備 考
就 労	★⑦復職証明書 ※書類の有効期間は証明日から1か月以内	復職の確認および就労状況の確認に使用します。 ※産前産後休暇・育児休業・退職等を終了し復職する予定日が決定した場合	
	★⑧育児休業 取得証明書 ※書類の有効期間は証明日から1か月以内	産前産後休暇もしくは育児休業の取得状況、復職予定日の確認に使用します。 ※育児休業中に申請をする場合等	
	タイムスケジュール表 (※任意書式可)	ダブルワークや自営業もしくは内職等で、就労時間が固定ではない、もしくは分散する場合に上記の書類と併せて提出してください。 ※書式は任意(町保育幼稚園課にも用意があります)	
妊 娠・ 出 産	⑨出産連絡票	出産予定日等の確認に使用します。母子手帳の写し(表紙と出産予定日が記載されているページ)を添付してください。 ※認定後も出産予定がある時は提出が必要です	母子手帳の写し ※寒川町発行の母子手帳の場合は表紙と5ページの写しを添付
	診断書	妊娠・出産を事由とした入院や療養の必要がある場合は、出産連絡票と併せて提出してください。 ※切迫早産等で原則(3か月)以上の期間を必要とする場合は必須	
疾 病・ 障 がい	各種手帳 もしくは受給者証	障がい内容の確認に使用します。	各種手帳もしくは各種受給者証等の写し
	診断書	疾病状況等の確認に使用します。 明確に「 <b>保育が必要である理由</b> 」の記載が必要です。(診断内容のみの診断書は不可)	入院計画書や通院状況を確認するため医療費領収書等写しの提出を依頼することがあります。
介 護 等	⑩介護申立書	介護が必要な状況の確認に使用します。	
	タイムスケジュール表 (※任意書式可)	介護・看護に携わる時間等の確認に使用します。	
災 害 復 旧	罹災証明書の写し	罹災状況の確認に使用します。 寒川町民の場合は、消防署・町町民安全課にて発行されます。「災害見舞金」の申請にも使用します。	
就 学	⑪就学証明書	就学状況の確認に使用します。	入学許可証の写し 学生証の写し 講義スケジュール 等
	タイムスケジュール表 (※任意書式可)	就学要件による認定区分は「短時間保育」です。 講義スケジュール等により「標準時間保育」を希望する場合は提出してください。	
求 職 活 動	⑫求職活動申告書 ・求職活動記録表	求職活動内容を確認します。 ※未活動の場合は、求職活動申告書のみ記入してください。	

## 〇●〇 申請にかかる注意点 〇●〇

証明書等の提出がない場合は、新2号・新3号等の認定はできません。



きょうだいで同時に申請を行う場合は、それぞれに証明書等を添付してください。

原本・・・申請を行うきょうだいのうち、**1番下**の年齢の児童

写し・・・申請を行うきょうだいのうち、**うえ**の年齢の児童

就労証明書等の決められた書式（書式名に番号が振られているもの）については、寒川町のホームページより印刷できます。 ※町保育幼稚園課窓口でもお配りしています。



新2号・新3号認定の切り替えは、

A. 申請書等すべての書類の提出が完了した日

B. 保育を必要とする事由が発生する日（就労開始日等）

A・Bのうち**遅い方**の年月日からの認定となります。

遡っての申請および認定はできませんので、保育を必要とする事由が発生する前に申請するようにしてください。

預かり保育等の請求可能期間は、**利用した月の翌月1日から2年間**です。  
請求可能期間の最終日が**閉庁日の場合は翌開庁日**となります。



例 パターン①令和6年4月1日から令和6年4月30日の利用分

請求可能期間：令和8年4月30日

パターン②令和6年5月1日から令和6年5月31日の利用分

請求可能期間：令和8年6月1日（※令和8年5月31日が日曜日のため）



保育の要件に変更が生じる場合は、必ずご連絡ください。

月64時間以上の就労が確認できない月に関しましては、幼稚園預かり保育料補助の対象とならない場合があります。



その他ご不明な点がございましたら、町保育幼稚園課へお問い合わせください。

## ② マイナンバーの提出について

認定申請にあたっては『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』に基づき、マイナンバーの提出が必要です。

必要なもの（※3.「申請に必要な書類等」参照） ※ 認定申請書等と一緒に提出してください

<input type="checkbox"/> マイナンバー記入用紙	実際に同居している人、全員分を記入してください。	
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	① 番号確認書類 ② 身元確認書類	申請を行う保護者の分のみ提出してください (申請児童およびその他の世帯員等の書類は不要です。)

## ③ 記入に関する注意点

『マイナンバー記入用紙』には、給付認定申請書に記入した申請児童・申請児童の保護者・家族・同居人の情報を記入してください。（※単身赴任等の理由で同居されていない場合も記入してください。）ただし、虐待・DV等での理由で同居されていない場合の記入は不要です。

## ④ 本人確認書類とは

本人確認書類等として、『マイナンバー記入用紙』の「2. 申請を行う保護者」の氏名欄に記入した人の **番号確認書類** と **身元確認書類** の提示もしくは提出が必要です。

### ④ 提出の際の注意点

園経由での申請の際は『マイナンバー記入用紙』『本人確認書類の写し』を申請書類と共に封筒に入れ、しっかり封をして提出してください。

(※住民票の写しについては**原本**を提出してください。)

町保育幼稚園課の窓口にご提出の際は、**封入・封緘** は必要ありません。

	いずれか1点	
① 番号確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>* マイナンバーカード（裏面）</li> <li>* 通知カード</li> <li>* マイナンバーが記載された住民票の写し（または住民票記載事項証明書）</li> </ul>	
	いずれか1点で可能なもの（顔写真付きの公的証明書）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>* マイナンバーカード（表面）</li> <li>* パスポート</li> <li>* 運転免許証</li> <li>* 在留カード</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 身体障害者手帳</li> <li>* 療育手帳</li> <li>* 精神障害者保健福祉手帳</li> </ul>
	等	
	いずれか2点必要なもの（A 2点またはA 1点+B 1点）	
② 身元確認書類	<b>A 顔写真なしの公的証明書</b> <small>※『氏名』『生年月日か住所』の記載があるもの</small>	<b>B 顔写真付きの証明書</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 保険証</li> <li>* 年金手帳</li> <li>* 印鑑登録証明書</li> <li>* 児童扶養手当証書</li> <li>* 特別児童扶養手当証書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 学生証</li> <li>* 法人が発行した証明書</li> <li>* 公的機関発行の資格証明書</li> </ul>
	等	等

#### 4. こんな時は必ず申請してください

各種申請先	町役場 保育幼稚園課【平日：8：30から17：00まで】
-------	------------------------------

主な変更の内容	提出書類	
	認定変更申請書	その他、必要書類
<b>寒川町外に転出する</b> <small>※ 寒川町外に転出後も寒川町内の幼稚園等を利用を継続したい場合は、転出先の市区町村で手続きが必要です。</small>	—	認定取消申請書
<b>寒川町内で転居した</b>	—	振込口座指定届 <small>(※新2号認定等)</small>
<b>世帯構成が変わった</b> <small>※ 離婚・結婚・養子縁組・同居家族の増減・単身赴任等</small>	○	マイナンバー記入用紙 <small>(※世帯員が増える場合)</small>
<b>仕事をやめた（求職中になった）</b> <small>(※新2号認定等)</small>	○	求職活動申告書 <small>(※新2号認定等)</small>
<b>就労状況が変わった</b> <small>※ 勤務時間・通勤時間・夜勤・単身赴任の有無・仕事を始めた・転職した等</small>	○	就労証明書等
<b>産前産後休暇を取得する</b>	○	出産連絡票 母子健康手帳の写し <small>※ 表紙と出産予定日が確認できる部分 (※新2号認定等)</small>
<b>生活保護受給開始・停止・閉止等</b>	○	生活保護決定通知等
<b>その他、家庭の状況に変化があった</b>	○	変化の内容が分かるもの
<b>幼稚園等を退園する</b>	—	認定取消申請書



上記以外にも、届け出ている内容に変更等が生じる場合は、ご連絡ください。届け出なく、後日、変更等があったことが発覚した場合は、**認定を取り消したり給付費を返還していただくことがあります**ので、ご了承ください。

新2号認定等を受けている場合は、転職や退職、勤務時間の変更、育児休業等の取得、その他生活の状況に変更があった際には、**速やかに認定変更等の申請・届け出が必要です**。

[新1号・新2号認定の切り替え]

新1号認定 → 新2号認定	① すべての必要書類が提出された日 ② 保育を必要とする事由が発生する日 <small>※①もしくは②のうち遅い方の月日</small>
新2号認定 → 新1号認定	保育を必要とする事由が終了した日

## 5. Question & Answer

### 1. 幼稚園（私学助成）を利用開始後、寒川町外へ転出する場合は、どのような手続きが必要ですか？

利用をやめる場合・・・『給付認定取消申請書』および『支給認定証（交付を受けていた場合）』を町保育幼稚園課へ提出および返還してください。

利用を続ける場合・・・『給付認定取消申請書』および『支給認定証（交付を受けていた場合）』を町保育幼稚園課へ提出および返還してください。その後、速やかに転入した市区町村で新たに認定を受ければ、利用を続けることができます。

### 2. 利用料（保育料）以外の費用も無償化の対象ですか？

**利用料（保育料）以外の実費は無償化の対象外となるため負担していただきます。**

例えば・・・『入園料（一部補助あり）』『通園送迎費』『食材料費』『教材費』および『行事費』等の実費負担部分や、施設整備等のための費用は負担していただくことになります。利用料以外の費用については、直接、幼稚園等に確認したうえでお申し込みください。



### 3. 無償化の上限金額が25,700円となっているのはなぜですか？

幼稚園（私学助成）の保育料は各園による自由設定となっているため、幼稚園（私学助成）によって金額が異なりますが、全国の私学助成園の平均年間合計金額が308,000円となっており、12か月で割った金額から月額上限額は25,700円となっています。

### 4. 幼稚園預かり保育については無償化の対象になりますか？

**保育の必要性があると認定されれば、無償化の対象となります。**

幼稚園等の教育時間部分に加え、利用実態に応じて、1日450円・月11,300円（新2号）を上限に利用料が補助されます。（差額が生じる場合は、自己負担となります。）

※2-③「幼稚園預かり保育について」参照

### 5. 幼稚園預かり保育の払い戻しは毎月手続きが必要ですか？

まとめて払い戻しの手続きをしていただけます。

ただし、**利用した月の翌月1日から2年間が払い戻し申請可能期間となります**ので（以降はいかなる理由があっても払い戻しできません。）忘れないように払い戻し申請をお願いいたします。

※払い戻し請求可能期間について個別に通知等いたしません。

※払い戻し申請可能期間終了日が閉庁日の時は**翌開庁日**が払い戻し申請可能期間終了日となります。

例えば・・・

例①：令和6年4月1日から令和6年4月30日利用分の申請可能期間終了日  
→令和8年4月30日

例②：令和6年5月1日から令和6年5月31日利用分の申請可能期間終了日  
→令和8年6月1日

（※本来は令和8年5月31日だが、日曜日により閉庁日のため翌開庁日）

## 6. 副食費はどのような方法で免除されますか？

副食費が免除対象になった場合でも、幼稚園に副食費を含む給食代をお支払いください。後日、幼稚園から『副食費徴収免除に係る領収書兼提供証明書』を渡されますので、『副食費徴収免除に係る領収書兼提供証明書』を持って町保育幼稚園課にて払い戻しの手続きをしてください。

同年度分であれば1年分まとめて払い戻しの手続きをさせていただけますが、**当該年度の翌年度4月下旬が払い戻し手続きの期限となります**（幼稚園預かり保育の払い戻しと期限が異なりますのでご注意ください。）ので、忘れないようにお願いいたします。

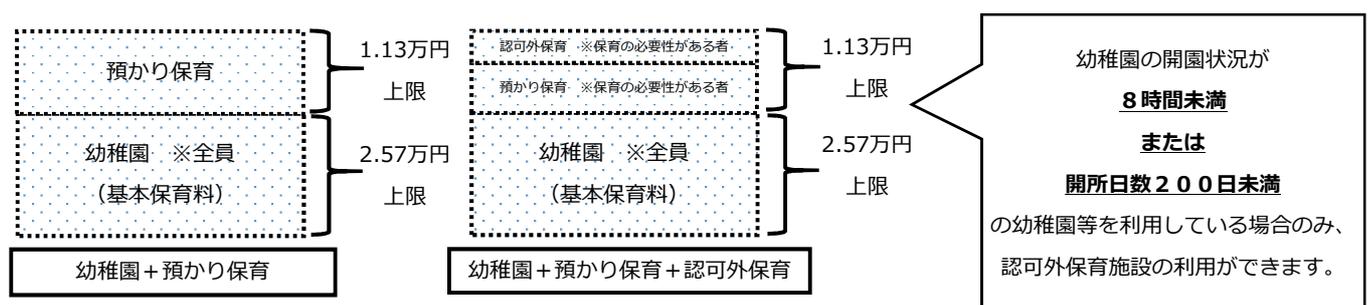
例えば・・・

該当年度の対象期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日分

払い戻し手続き期限：**令和7年4月下旬**（※対象者には別に通知します）

## 7. 幼稚園預かり保育以外に認可外保育施設を利用する場合も無償化の対象ですか？

通園する幼稚園が、**①平日8時間未満（教育時間を含む）または年間200日未満の開所** **②保育の必要性のあるお子さん**の場合には、幼稚園預かり保育に係る補助額の上限額（11,300円※新2号）から幼稚園預かり保育の補助額を差し引いた残額を上限として、認可外保育施設等の利用料も補助の対象となります。



※寒川町内には認可外保育施設等を併用できる幼稚園等はありません。

お問い合わせは・・・



寒川町学び育成部保育幼稚園課 保育幼稚園担当

TEL : 0467-74-1111

FAX : 0467-74-5613 [内線 : 152~154]

MAIL : [hoiku@town.samukawa.kanagawa.jp](mailto:hoiku@town.samukawa.kanagawa.jp)